

山都町地域防災計画

第4編

〔南海トラフ地震防災対策推進計画〕



令和6年度

山 都 町 防 災 会 議

沿 革

令和3年7月7日 修正（地震災害対策編 第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画）

※ 構成要領の変更について

「一般災害対策編」を「共通災害対策編」として構成を修正し、地震災害対策編の第4章として「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び第5章として「阿蘇火山広域避難推進計画」を新規記載。

令和4年7月1日 修正

※ 構成要領の変更について

山都町地域防災計画 別冊「地震災害対策編」第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」を山都町地域防災計画 別冊「地震災害対策編 別紙（南海トラフ地震防災対策推進計画）」とする。

令和5年7月1日 修正

令和6年7月1日 修正

※ 令和5年度熊本県総合防災訓練（令和5年10月21日）実施による教訓及び阿蘇火山対策推進幹事会会議による修正事項を踏まえ修正したもの。

目 次

別 紙 南海トラフ地震防災対策推進計画

目 次

前 文	3
第1章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義	4
第2章 山都町南海トラフ地震防災対策推進計画の目的	5
第3章 南海トラフ地震災害対策推進計画の基本的考え方	6
第4章 南海トラフ地震災害対策推進計画の基本的な施策	7
第5章 災害予防計画	8
第1節 防災知識普及計画	8
第2節 自主防災組織活性化計画	10
第3節 防災訓練計画	10
第4節 防災業務施設整備計画	12
第5節 火災予防計画	12
第6節 公共施設等災害予防	13
第7節 給水確保	13
第8節 避難収容計画	13
第6章 災害応急対策計画	14
第1節 組織計画	14
第2節 職員配置計画	15
第3節 応援要請	19

第4節	地震情報伝達	20
第5節	災害情報収集・伝達計画	20
第6節	広 報	22
第7節	避難収容対策計画	22
第8節	交通規制	25
第9節	救助計画	25
第10節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒情報）が発表された場合の 住民周知	26
第11節	災害応急対策をとるべき期間等	26
第12節	地震防災上必要な教育及び広報	27
第13節	地域防災の向上	28
第14節	関係機関（者）との連携協力の確保	29

前 文

1 東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成14年7月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「東南海・南海法」という。）が制定された。また、予防対策から発災時の応急対策、復旧・復興対策までを視野に入れた東南海・南海地震防災対策のマスタープランとして、「東南海・南海地震対策大綱」が、平成15年12月に中央防災会議で決定された。

これらを受けて、中央防災会議は、平成16年3月に東南海・南海地震防災対策推進基本計画を、平成17年3月に、東南海・南海地震の地震防災戦略を策定した。また、東南海・南海法第3条の規定に基づき指定された1都2府18県652市町村に及ぶ東南海・南海地震防災対策推進地域においては、国、地方公共団体、関係事業者等が各種計画を策定し、それぞれの立場から地震防災対策を推進してきたところである。

2 平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、いかなる大規模な地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも、人命だけは何としても守るとともに、我が国の経済社会が致命傷を負わないようハード・ソフト両面からの総合的な対策の実施による防災・減災の徹底を図ることを目的として、平成25年11月に東南海・南海法が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）に改正され、同年12月に施行された。これにより、法律の対象地震は東南海・南海地震から南海トラフ地震に改正され、科学的に想定し得る最大規模の地震である南海トラフ巨大地震を含め、南海トラフ沿いで発生する様々な地震を考慮して地震防災対策を推進することとなった。

3 この南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）は、南海トラフ法第4条の規定に基づき、国の南海トラフ地震の地震防災対策の推進に関する基本的方針及び基本的な施策に関する事項、施策の具体的な目標及びその達成の期間、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針、指定行政機関、関係地方公共団体等が定める南海トラフ地震防災対策推進計画及び関係事業者等が定める南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項等を定め、もって南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）における地震防災対策の推進を目的とするものである。

4 地震防災対策推進の目的を達成するため、指定行政機関、関係地方公共団体、指定公共機関、関係事業者、地域住民等は、この基本計画並びにこれを基本として定められる南海トラフ地震防災対策推進計画、南海トラフ地震防災対策計画等に基づき、的確に地震防災対策を推進しなければならない。また、これらの計画は、社会環境の変化、施設整備の強化等に応じ、絶えず見直しを行い、実態に即したものとしておかなければならない。

また、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）において、国の計画は、国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画を基本とするとされており、本計画も、国土強靱化に関する部分については、「人命の保護が最大限図られる」等の国土強靱化に関する基本目標を踏まえ、作成しているものである。

5 山都町計画の目的

計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進地域」指定に基づき、南海トラフ地震における、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し、町及び各防災関係機関の必要な体制を確立するとともに、地震災害対策の総合的かつ計画的に推進することにより、住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とするものである。

第1章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義

- 1 南海トラフ沿いで発生する大規模な地震（以下「南海トラフ地震」という。）については、これまで、その地震発生の切迫性等の違いから、東海地震と東南海・南海地震のそれぞれについて「東海地震対策大綱」（平成15年5月中央防災会議決定）、「東南海・南海地震対策大綱」（平成15年12月中央防災会議決定）等の諸計画を策定し、個別に対策を進めてきた。

しかしながら、東海地震が発生していない現状に鑑み、最新の科学的な知見を踏まえて、南海トラフ沿いで東海、東南海、南海地震が同時に発生することを想定した対策の必要性が高まっていた。

こうした状況の下、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。このため、南海トラフ地震対策を検討するに当たっては、「科学的に想定し得る最大規模の地震・津波」を想定することが必要となった。

- 2 南海トラフ沿いで発生する大規模な地震（以下「南海トラフ地震」という。）については、平成23年8月に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において検討が進められ、関東から四国・九州にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。特に、津波については、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大規模の津波」を想定した結果、津波高10m以上の巨大な津波が13都県にわたる広い範囲で襲来することが想定されている。

- 3 この南海トラフ沿いで発生する最大規模の地震・津波については、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものであるが、仮に発生すれば、西日本を中心に甚大な人的・物的被害をも

たらずだけでなく、国内生産・消費活動の低迷、日本経済のリスクの増加を通じて、影響は我が国全体に及ぶことが想像される。

一方で、南海トラフ沿いの地域においては、これまで100～150年の周期で大規模な地震が発生し、大きな被害を生じさせており、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価においては、この地域におけるマグニチュード（以下「M」という。）8～M9クラスの地震の30年以内の発生確率は70%～80%（2024年1月1日現在）とされている。したがって、まず、このような地震に対して、引き続き、ハード対策を推進するとともに、ハード対策にかかる時間や、想定被害の地域的特性等に鑑み、ソフト対策も有効に組み合わせて円滑かつ迅速に推進する。

また、南海トラフ地震のうち、想定される最大規模の地震（以下「南海トラフ巨大地震」という。）への対策については、前述の対策も活かしつつ、とりわけ最大規模の地震に伴う巨大な津波に対しては、「命を守る」ことを基本として、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づき、住民避難を中心に、住民一人一人が迅速かつ主体的に避難行動が取れるよう、自助、共助の取組を強化し、支援していく必要がある。

4 広範囲で発生する強い揺れに対しては、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修、重要インフラの耐震化等の取組を強化していくことが重要である。現在の科学的知見では、南海トラフ地震の発生時期・発生場所・規模を確度高く予測することはできないものの、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合には、地震発生に備えた防災行動を取ることで被害をできるだけ減らしていくことが重要である。

5 南海トラフ地震への対策の検討に当たっては、これまで経験してきた地震・津波災害への対策の充実・強化を図るということのみならず、我が国が経験したことのない災害になることを踏まえ、予断を持たずに最悪の被害様相を念頭におく必要がある。その上で、町として事前の備えとして頑強性のある予防対策及び応急対策を検討し、これらの対策を、社会のあらゆる構成員が連携しながら着実に推進することをもって、災害の軽減を図ることが重要である。

第2章 南海トラフ地震防災対策推進の山都町の目的

平成26年に、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に山都町も指定されたことから、南海トラフ地震における、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し、町及び各防災関係機関の必要な体制を確立し、下記事項に留意しつつ、住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

1 関係機関等の処理すべき事務業務、災害対策本部組織及び分掌事務

町及び町内の公共団体その他防災上重要な管理者は、地域防災計画（共通災害対策編）第1章第3節に掲げる事務又は業務を処理する。

2 災害対策本部組織及び分掌事務

災害の発生する、または発生した場合においての応急対策を実施するための組織及び分掌事務については地域防災計画（共通災害対策編）第3章第1節に掲げる組織及び分掌事務とする。

3 災害対策本部の設置の要件等

災害対策本部の設置については地域防災計画（共通災害対策編）第3章第1節及び「災害対策本部設置マニュアル」による。

第3章 南海トラフ地震災害対策推進計画の基本的考え方

本計画の目的を達成するため、指定行政機関地方公共団体関係、事業者、地域住民等は、この計画並びにこれを基本として定められる南海トラフ地震防災対策推進計画、南海トラフ地震防災対策計画等に基づき的確に地震防災対策を推進する。

また、この計画は、社会環境の変化、施設整備強化等に応じ絶えず見直しを行い、実態に即したものであるとしておかななければならない。

1 南海トラフの特性

南海トラフ地震は、我が国において発生する最大級の地震である。その大きな特性として下記事項があげられる。

- (1) 極めて広域にわたり強い揺れと巨大な津波が発生すること。
- (2) 時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性が高い。
- (3) (1)～(2)の被害は、広域甚大になる。
- (4) 南海トラフ巨大地震となった場合には、被害の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは様相が異なることが考えられる。
- (5) 山都町の被害想定は、震度6弱以上の地震が想定されているが、南海トラフに係る海岸地域に被害が集中するため、災害派遣及び救援物資に期待ができないことから自助・互助を重視して準備を進めることが重要である。

2 甚大な被害に伴う対応

- (1) 南海トラフ巨大地震では、地震の揺れとそれに伴う火災による建物等の被害が、これまでの記録に残る地震災害とは次元の異なる甚大な規模であり、救助・救急活動、避難者への対応、経済全体への影響など、対応を誤れば、社会の破綻を招きかねないため、人的・物的両面に

わたって、被害の絶対量を減らすという観点から、事前防災の取組が極めて重要である。

- (2) 南海トラフ地震対策として、人的・物的被害双方の軽減につながる耐震化を推進する。
- (3) 「揺れ」に伴う火災に対しても、火災が多数発生した場合の消火活動の困難さを考慮し、「火災を発生させない」、「火災が発生しても延焼を拡大させない」ことを目的とする事前の対策を推進する。

3 計画の基本方針

この計画の樹立及び推進に当たっては、次の事項を基本とするものとする。

- (1) 自主防災体制の確立
- (2) 防災関係相互の連携・協力体制の強化
- (3) 男女共同参画など多様な視点からの防災体制の強化
- (4) 地震災害対策の推進
- (5) 関係法令の遵守

4 南海トラフ地震防災対策推進計画に当たって配慮すべき事項

下記の南海トラフ地震の特徴を踏まえ、地域特性（地域の被害想定等）に応じた計画を作成する。

- (1) 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生する。（海岸地域においては津波の発生）
- (2) 時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性がある。
- (3) 想定される最大規模の地震となった場合、被害の範囲は超広域わたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く異なると考えられる。
- (4) 山都町に想定される地震の大きさは震度6弱以上と予測されている。よって、極めて広域・甚大な災害が予測されることから、当分の間の災害派遣及び救援物資に期待ができないと思われることから、町としての計画的備蓄、町民においては、各人ごとの（主食・水等）備蓄を推奨し、町民に対する周知をあらゆる媒体を通じて促すものとする。

5 訓練を通じた災害対策の検討

防災体制を実効性のあるものとし、地域全体の災害対応力を高めるため、役場、地域住民（自主防災組織等）、関係機関等は、地域の行政・地域住民・事業者等が一体となって実践的に行う防災訓練により、組織体制の機能や連携の確認を行う。

また、その結果を PDCA サイクル（計画 Plan－実行 Do－評価 Check－改善・改良 Action）により防災計画に反映させ、更なる高度化を図る。

第4章 南海トラフ地震災害対策推進の基本的な施策

1 推進計画目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域指定に基づき、南海トラフ地震における、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し、町及び各防災関係機関の必要な体制を確立するとともに、地震災害対策の総合的かつ計画的に推進することにより、住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

2 関係機関等の処理すべき事務業務、災害対策本部組織及び分掌事務

町及び町内の公共団体その他防災上重要な管理者は、山都町地域防災計画 別冊「共通災害対策編 第1章第3節 防災に関して関係機関の処理すべき事務又は業務」に掲げる事務又は業務を処理する。

3 災害対策本部組織及び分掌事務

災害の発生する、または発生した場合における応急対策を実施するための組織及び分掌事務については、山都町地域防災計画 別冊「共通災害対策編 第3章第1節「組織計画」に掲げる組織及び分掌事務とする。

4 災害対策本部室の設置の要件等

災害対策本部の設置については、山都町地域防災計画 別冊「共通災害対策編 第3章第1節」及び「令和4年災害対策本部室設置マニュアル」による。

5 関係機関等の処理すべき事務業務、災害対策本部組織及び分掌事務

(1) 関係機関等の処理すべき事務業務

町及び町内の公共団体その他防災上重要な管理者は、山都町地域防災計画 別冊「共通災害対策編第1章第3節」に掲げる事務又は業務を処理する。

(2) 災害対策本部組織及び分掌事務

災害の発生する、または発生した場合における応急対策を実施するための組織及び分掌事務については山都町地域防災計画 別冊「共通災害対策編 第3章 第1節」に掲げる組織及び分掌事務とする。

第5章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

地震による災害を最小限に食い止めるため、町及び防災関係機関は自らの職員及び町民に対し、南海トラフ地震災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとするこのため町及び防災関係機関は、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針（平成18年4月21日中央防災会議決定）」を踏まえ、自らの職員及び町民に対し、災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独又は共同して行うものとする。その際には、要配慮者への対応や男女双方の視点等に配慮するものとする。

また、町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会等開催により、防災教育を実施するものとする。

1 職員に対する教育

防災業務に従事する職員に対して防災教育を実施し、職員の震災に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、災害時の職員の初動による対応の遅れ、あるいは生命にかかわる事象に繋がることから、初動における行動を重視する。

このため、町は、防災業務に従事する職員に対して次の教育を実施し、職員の災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、日頃、防災業務に従事しない職員に対する研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力向上に努めるものとする。

2 町民に対する防災知識の普及

防災知識の普及に当たっては、自治振興区内の区民、組単位のコミュニティー、老人会、女性部会等の組織、学校、施設等に対して防災知識普及のためあらゆる手段をつくして普及徹底を図る。

特に、普及の方法に当たっては、次の媒体を利用して行うこととし、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等の活用にも努めるものとする。

また、職員による出前講座の活用を効果的に活用し防災意識の向上に努めるとともに、要配慮者への対応や男女双方の視点にも十分配慮するものとする。

また、「自らの身の安全は自らが守る」という自助の防災の基本について、町民が自覚を持ち、防災意識の高揚を図るため、下記事項により防災知識の普及徹底を図るものとする。

(1) 普及の内容

- ア 地震に関する一般的知識
- イ 南海トラフ地震の全体的な被害想定及び山都町への影響等
- ウ 過去の主な被害事例
- エ 震災対策の現状
- オ 平常時の心得（日頃の準備）
- カ 地震発生時の心得え

(2) 普及の方法

- ア 社会教育を通じての普及
社会教育関係団体等の会合、各種研修・講習会等の機会を活用する。
- イ 広報媒体等による普及
報道機関の利用、印刷物の利用、映画・スライドの利用、同報系防災行政無線の利用、広報車の巡回、講演会等の開催
- ウ 防災訓練における普及
町民に避難訓練等の積極的な参加を呼びかけ、体験による知識の普及及び技術の向上を図る。

3 防災知識の普及の時期及び防災相談

山都町地域防災計画 別冊「地震災害対策編、第2章災害予防計画、第1節防災知識普及計画3項及び4項」による。

第2節 自主防災組織育成計画

この計画は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図り、防災意識の高揚及び人命の安全を確保するため、自主防災組織を編成し、地震災害に備えるものである。

細部の計画は、山都町地域防災計画 別冊「地震災害対策編、第2章災害予防計画、第2節自主防災組織育成計画」による。

第3節 防災訓練計画

町及び防災関係機関は、地域防災計画、南海トラフ対処計画の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て、南海トラフ大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。この際、山都町には津波の影響がないことから一般的な地震の巨大地震災害防災訓練として行う場合がある。

1 県防災訓練の問題点・教訓

県が実施する総合防災訓練（南海トラフ対応訓練）に参加し、県の状況付与に対して被害情報に基づく対応訓練及び関係機関との連携並びに各種処置事項を演練して防災能力の向上に資する。併せて、実動訓練により時間的尺度、現場における対応等の問題点を把握し、その対応能力の向上に資する。

また、訓練対象自治体でない場合は、県の要請によるコントローラ要員として訓練対象自治体への派遣等においても積極的に参加し、該当自治体の対応要領を確認する等、町の防災運営に反映する。

2 令和5年度県総合防災訓練の教訓の反映

(1) 問題点

ア ヘリポート問題

山都町に36のヘリポートが存在するが、本訓練により、気象状況及びヘリポート未整備により離発着ができないことが判明した。

現在、使用困難（使用不能）な状況にあるのが2カ所あり、使用制限を受ける場所が3カ所存在することが、訓練後の調査で判明した。

イ 令和5年度は、県総合防災訓練を南海トラフ想定で行ったことから、住民への訓練の呼びかけ及び備えについて防災講話及び防災説明会等を行ったが、地域的特性から、地域差があり、危険意識が希薄な地域が多く存在する。

(2) 今後への反映事項

ア ヘリポートの整備について

現、ヘリポートの管理・整備をできる限り、地元住民により行い維持していくことを基本とし、町として維持管理のために必要な整備を危険性・必要性から優先順位を付け、計画的に行うこととする。

イ 南海トラフの危険性が高まっていることから、住民への南海トラフ地震対応のため、防災訓練及び防災・減災の備えを重視し、防災講話・説明会等により周知・普及を図る。

ウ 南海トラフ地震対応訓練を計画に行い、職員の対応能力の向上に資するとともに、関係機関との調整・連携を図り、実動訓練を取り入れ、住民参加型の訓練を重視する。

この際、県の総合防災訓練等を活用し、より実践的な対応を行う。

2 総合防災訓練

総合防災訓練の実施においては、隔年ごとの実施とし、実動訓練を基準とする。

また、関係機関（警察・消防・自衛隊等）及び消防団等との連携を図るとともに、住民含めた訓練を行う。一般地震災害対応の訓練を実働訓練として行った場合は、南海トラフ地震対応訓練については、机上訓練を実施するものとする。

3 基礎となる南海トラフ対応訓練（机上訓練）

南海トラフ地震対応訓練は、隔年ごとの実施とする。また、県が行う南海トラフ地震対応訓練についても積極的に参加し、県との連携強化を図る。

4 自主防災組織の防災訓練への活性化

巨大地震発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待するところが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには、日頃からの訓練の積み重ねが必要である。

このため、町及び消防・防災関係機関・防災士は、これらの防災組織訓練について必要な助言及び指導を行うものとする。

(1) 地域の自主防災組織の防災訓練の実施に当たっての留意事項

ア 町としての自主防災組織防災訓練強化期間の設定（年間2回）及び訓練活性化のための施策を行う。

イ 訓練の時期・場所等は、最も訓練効果のある時期の選定と参加者を募るために地域行事と重ね実施をする。

ウ 訓練の場所は、訓練目的にあった場所の選定及び災害時要配慮者の配慮の避難行動に関して留意する。

エ 防災訓練の実施後は、訓練結果のじ後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努める。

(2) 自主防災組織の援助・補助

ア 自主防災組織の防災訓練実施に当たって規定された補助を行うとともに、主食・水等の備蓄品（賞味期限間近な物がある場合）を訓練活性化のために提供する。

イ 自主防災組織の活動を容易にするため、防災資材の購入に当たり、規定された補助を行う。

ウ 訓練に関する補助及び防災資材購入の補助については、規定に準じ、毎年それぞれ1回自主防災組織の設立組織に対して補助の基準とする。ただし、限度額を超えた場合は、該当年度の補助については終了するものとする。

第4節 防災業務施設整備計画

この計画は、災害発生の未然防止及び被害の拡大防止の為に水防並びに消防及び救助に必要な通信施設及び各種機材器具等の整備並びに防災業務施設の被害の予防を図るものとする。

また、町庁舎は地域における災害応急対策及び復旧対策の拠点となる施設であり、大規模地震発生時の機能の確保を図ることが重要である。

このため、耐震性、耐火性の確保及び大規模災害における対策本部機能の充実を図ることを努めるとともに、庁舎及び設備等の管理者は、地震発生直後の点検、応急復旧について平時から体制等の整備をしておくものとする。

第5節 火災予防計画

大規模地震発生時には、火源や着火物の転倒等により、広域にわたって同時に火災が発生し、大規模な火災となって延焼した場合、火災による被害が地震そのものによる被害を大きく上回る可能性があることから、火災予防の徹底に努める。

1 火災防止、初期消火

(1) 一般家庭に対する指導

地震発生後、速やかに出火防止のための処置を行うことにより、出火率は大幅に低減するので広報活動及び各種会合を通じて、一般家庭の防火意識の高揚を図る。

この際、停電からの電力復旧した際の通電により、起こる火災を防止するため、家屋等から避難する場合ブレーカーを落とすこと（通電火災防止）を習慣化することが重要である。

(2) 防災物品の普及指導

防災物品は、出火及び延焼拡大防止に非常に効果があるので、その普及を図る。

(3) 消防用設備等の維持管理の徹底

消防用設備等については、いつ火災が発生してもその機能が有効に発揮できるよう、消防法で定める定期点検及び報告の徹底を図るものとする。

(4) 民間防火組織の育成・指導

日頃から出火防止、消火訓練、通報訓練を行い、地域住民一人ひとりの火災予防の自覚と相互協力が図られるよう、地域の実情に応じた婦人防火クラブ、幼少年消防クラブ等の民間防火組織の育成を行い、地域ぐるみの防火安全体制の確立を図るものとする。

(5) 初期消火用具の普及

地震後の出火時点においては、初期消火活動が重要であることから、消火器、消火バケツ等の初期消火用具の設置について、普及啓発を図るものとする。

2 消防活動が困難である地域の解消に資する道路整備

家屋密集地等で、道路の幅員が狭いことから、消防活動が困難な地域の道路を確保するために、幅員6m以上の消防活動に支障のない道路の整備を計画的に実施する。

3 消防力の強化

地震時における消火栓等の使用不能に備えて、木造家屋密集地、避難地周辺等計画的に耐震性貯水槽等の整備を図り、消防に必要な水利施設の確保を図るものとする。

第6節 公共施設等災害予防計画

公共施設の要望整備については、山都町地域防災計画 別冊「地震災害対策編 第2章第6節 公共施設等災害予防計画」による。

第7節 給水確保計画

公共施設の要望整備については、山都町地域防災計画 別冊「共通災害対策編 第2章 第7節 給水確保計画」による。

第8節 避難収容計画

1 避難場所、避難路の整備及び選定

(1) 避難場所

ア 避難場所の整備計画

大規模な地震の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する大火から避難者の生命、身体を保護する為に必要な規模及び構造を有する避難場所（公園等）の整備計画を検討するものとする。

イ 地震発生時に使用可能な避難場所の選定

住民の生命、身体の安全を確保するため、次の規準により避難場所を選定、整備しておくものとする。

また、避難場所については案内標識、誘導標識等を設置し、平素から住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。

(ア) 地震、火災からの避難を中心に考え、公園、緑地、学校等が適切であること。

(イ) 周囲から火災が迫ってきた場合でも避難場所内の住民の安全を確保するための安全を確保できる広さの空き地を有すること。

(ウ) 要避難地区住民のすべての住民を収容できるよう配置するものであること。

(エ) 大規模な崖崩れ及び浸水の危険のないところ若しくは、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところであること。

(オ) 地区分けをする場合には、行政区単位を原則とするが、主要道路、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することだけはできるだけ避けること。

(2) 避難路

ア 避難路の整備計画

避難場所又はそれに相当する安全な場所に通じ、避難者が迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道の整備を検討するものとする。

イ 地震発生時に安全な避難路の選定

避難場所の選定に併せて、密集地の状況等に応じてあらかじめ避難路を選定、整備するものとする。

2 避難指示

大規模地震発生時に、同時多発の火災による延焼拡大及び地鳴り、小石等の崩落によりがけ崩

れ等の兆候が見られる場合など、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のために警戒レベル4「避難指示」を発令するものとする。

3 避難誘導の事前措置

(1) 避難誘導等の周知徹底

大規模地震発生時に的確な避難行動ができるように、平素から次の事項の住民に対する周知徹底に努めるものとする。

ア 避難所の名称及び場所

イ 避難所への経路（予備経路含む）

ウ 避難指示の伝達方法

エ 避難所における衛生管理等

(2) 管理者対策

病院、福祉施設、工場、事業所等多数の者が出入りする施設の設置者又は管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定して避難訓練を行うとともに、計画及び訓練の実施に当っては、町・消防署・警察等と綿密な連絡をとり、災害に対処する体制を常に確立しておくものとする。

第6章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

1 災害対策本部等の設置規準

本町の地域に大規模な地震が発生し、又は発生する恐れがある場合には、応急対策活動を強力に推進する中心的な組織として、災害対策基本法第23条に基づき災害対策本部を設置するものとする。町災害対策本部の組織及び編成等は、山都町災害対策本部条例の定めるところによるが、地震災害に関する災害対策本部の設置規準については、次のとおりとする。

(1) 山都町災害対策本部設置の基準

ア 自動設置

(ア) 管内で震度6弱以上の地震が発生した場合

(イ) 大雨特別警報が発表され、人的被害等の被害情報があつた場合

※ 災害対策本部が自動設置の場合は、その理由及び現状を町長が登庁した後、速やかに報告することを基本とする。

イ 町長承認後の設置

(ア) 地震が発生し、又は発生する恐れ（南海トラフ地震発生関連情報等）があり、極めてその可能性が高い場合は、災害対策本部を設置し、対応の態勢を整えるものとする。また応急対策を必要とする場合には、順序を経て町長の承認を得るものとする。

(イ) 激甚災害で、特に応急対策を実施する必要がある場合も同様とする。

ウ 町長不在時、または連絡が不通の場合

総務課長は、最上位者に状況を伝え、災害対策本部設置の承認及び災害対策本部長代理の旨の承認を得るものとする。

※ 最上位者は、町長との連絡がついた場合、状況を伝えるときに指示を仰ぐものとする。

なお、町長の登庁までの間、災対本部の指揮・統制を行うものとする。

(総務課長が連絡不通の場合は、企画政策課長が実施する。)

※ 細部の基準は、「令和6年度災害対策本部設置マニュアル」による。

(2) 山都町現地災害対策本部

被災地が災害対策本部から遠隔地の場合、災害対策本部との通信連絡に円滑を欠く場合、その他必要に応じて各支所、又は主要被災地に現地災害対策本部を設置する。

2 熊本県現地災害対策本部との連携

山都町災害対策本部は、県が現地災害対策本部を設置した時は、県の当該現地災害対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。

第2節 職員配置計画

地震災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、職員の配置体制、動員方法等について定め、応急措置の円滑な実施を期する。

1 指揮系統

南海トラフ地震による大規模地震が発生した場合、町長の指揮のもとに次の指揮系統により迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

(1) 命令系統

ア 大規模地震が発生した場合、町長の指揮により直ちに災害対策本部の設置等災害応急対策の活動体制を整えるものとする。

イ 町長が不在の場合は、副町長、総務課長の順位で指揮を執るものとする。

(2) 連絡系統

ア 町内で震度6弱以上の地震が発生した場合、総務課長は、直ちに町長に連絡を行い、必要な指示を受けるものとする。また、各課長にも速やかに連絡するものとする。震度5強以下でも被害が甚大な場合は、この系統に準ずる。

イ 指揮系統に属する者は、在勤公署を離れる場合は常に携帯電話を所持するものとする。

ウ 電話回線途絶により連絡不能な場合、総務課長は、無線、使者の派遣等により町長に連絡するものとする。

2 組織の確立

地震による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、次の措置を講ずるものとする。

(1) 職員の配置

ア 南海トラフ地震が予知され、これに関する情報が発表された場合

総務課長は、必要に応じ関係部課長を招集し、情報を検討のうえ職員を配置して情報の収集等に当たらせるものとする。

イ 警戒態勢

震度4の地震が発生した場合は、総務課防災係2人による警戒態勢をとるものとし、地震情報の伝達及び被害情報の収集を行う。併せて、熊本県庁への状況報告（様式第1により）及び定時報告を実施する。また、防災係は、必要に応じて被害情報等を関係各課へ連絡するものとする。

ウ 1号配備態勢（災害警戒対策本部を設置）

震度5弱が発生した場合は、防災係4名は直ちに災害警戒対策本部を設置し、関係課（「緊急登庁基準（地震）」を参照）担当課職員2人による警戒体制をとるものとする。

エ 2号配備態勢（災害警戒本部 ⇒ 災害対策本部）

震度5強が発生した場合、防災係4名は直ちに災害警戒本部を設置し、関係課（「緊急登庁基準（地震）」を参照）は、各課1／2を基準に参集し、被害等の情報収集及び対応にあたる。

特に避難所開設については、当時の被害状況及び余震にもよるが、避難所開設の準備を行う。被害が拡大し、1／2の職員で対応困難な場合には、早急に判断して2号配備態勢から3号配備態勢への移行を準備する。その際、町長への承認及び町民への避難指示等の周知を実施する。また、危機管理対策班（防災係）は、速やかに災害対策本部の設置を行う。

オ 3号配備態勢

全職員参集、災害対策本部自動設置（震度6弱以上）（「緊急登庁基準（地震）」を参照）

なお、職員が登庁していない課については、継続的に安否確認を行う。各課等の業務に支障がある場合は、安否確認者の職員を総務課に報告し、総務課担当課の職員が連絡を行い安否の確認を継続して実施する。

連絡が取れた職員は、登庁できる状況であれば登庁させ、警戒体制を整えるものとする。

関係課は、職員の参集に遺漏のないよう、あらかじめ職員の参集系統、参集順位、連絡方法等について具体的に計画しておくものとする。

カ 災害対策本部の設置等

震度6弱以上の地震が発生した場合は、職員全員により対応するものとし、自動的に災害対策本部を設置するものとする。なお、その旨を町長に報告し、登庁後直ちに、被害状況を報告する。

また、災害対策本部の設置要領については、登庁した職員から災害対策本部室の資器材等

を搬入する等、災害対策本部の設置を優先に行うものとする。

キ 自主登庁

勤務時間外に震度6弱以上の地震をテレビ、ラジオ等で確認した場合は、職員は直ちに自主登庁するものとする。

ただし、道路の遮断や公共交通機関等の不通により登庁できない場合は、所属長へ、その旨を連絡するとともに、本庁又は最寄りの支所、出張所あるいは指定の避難場所へ出向き、応急活動に従事するものとする。

ク 非常呼集要領

非常呼集については「令和6年度災害時職員行動マニュアル」の緊急登庁基準により行う。

ケ 待機場所

上記ア～ウの配置態勢における職員の待機は、各課・支所とするが、総務課待機班に態勢の完了を報告するものとする。

コ 災害対策本部の設置場所

次の順位により確保するものとする。

- 1 山都町役場本庁舎 2 蘇陽支所 3 清和支所 とする。

※ 被害により本庁の使用が困難な場合、また被害が支所周辺に集中し、当該支所において災害対策本部を設置した方が対応容易な場合は、町長の判断により決定する。

(2) 本部会議

本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに本部会議を開催し、応急対策について協議するものとする。

なお、本部員は、本部会議の決定に基づき、所属職員を指揮して応急対策に万全を期するものとする。

※ 地震時の職員参集基準は、下記の通りとする。

地震時の職員参集基準

警戒態勢	震度	職員配置態勢	参集方法等
警戒態勢	4	総務課 防災係2名 ※必要に応じ、関係課へ連絡の処置	[勤務時間内] ○熊本地方気象台 ⇒ 防災係 ⇒ 総務課長 ⇒ 町長に報告 [勤務時間外] ○熊本地方気象台からの地震速報 ⇒ 防災係 ○防災係2名は別命なく登庁し、被害等の情報収集を実施して、 じ後の警戒体制を確保する。また、県に対して定時報告等の定型様式による報告を実施する。(防災係 ⇄ 総務課長 ⇒ 町長) ○防災待機マニュアルに従い処置を実施

第 1 配備 態 勢	5 弱	総 務 課 建 設 課 福 祉 課 健康ほけん課 農林振興課 学校教育課 環境水道課 企画政策課 各支所 その他必要な課	[勤務時間内] ○熊本地方気象台 ⇒防災係 ⇒総務課長（防災係：庁内放送） ⇒職員 [勤務時間外] ○熊本地方気象台 ⇒防災係 ⇒総務課長（防災係：庁内放送） ⇒職員 震度 5 弱の地震をテレビ、ラジオ等で確認した場合は、直ちに自主登庁するものとする。 人員は、各課 2 名を基準とし、必要に応じて増員するものとする。 （細部は、各課等計画とする。） ※ 防災係（4 名）は登庁し、被害情報の収集及び県等へ報告するとともに、じ後の警戒態勢を確保する。 （防災係 ⇄ 総務課長 ⇒町長）
第 2 配備 態 勢	5 強	役場全課等	[勤務時間内] ○熊本地方気象台 ⇒防災係 ⇒総務課長（防災係：庁内放送） ⇒職員 [勤務時間外] ○熊本地方気象台 ⇒防災係 ⇒総務課長（防災係：庁内放送） ⇒職員 ○震度 5 強の地震をテレビ、ラジオ等で確認した場合は、各課等の示された職員は、直ちに自主登庁するものとする。 ※ <u>LVにより職員参集の周知を勤務時間、問わず実施する。</u> ○職員は、各課等 1 / 2 を基準として出勤し、必要に応じて増員するものとする。（細部は、各課計画とする。） ○防災係 4 名は、登庁して被害情報の収集及び県等へ定時報告を行うとともに、じ後の警戒体制を確保する。

第 3 配 備 態 勢	6 弱 以上	全 職 員	勤務時間内] ○熊本地方気象台 ⇒防災係 ⇒総務課長（防災係：庁内放送） ⇒職員 [勤務時間外] ○熊本地方気象台 ⇒防災係 ⇒総務課長（防災係：庁内放送） ⇒職員 ※ L Vにより職員参集の周知を勤務時間問わず実施する。 震度 6 以上の地震をテレビ、ラジオ等で確認した場合は、直ちに自主登庁するものとする。 但し、家庭の事情及び道路の被害等によりで登庁できない場合は、各課長へその旨伝えるものとする。 ※ 細部の行動は「令和 4 年度災害時職員行動マニュアル」による。
----------------------	-----------	-------	---

第 3 節 応援要請計画

南海トラフによる巨大地震による火災が発生したときは、直ちに次の措置を講じ、災害対策に万全を期するものとする。

1 関係機関との相互連絡

町は、次の関係機関と相互に密接な連絡を保ち、災害対策の迅速適切な推進に努めるものとする。

(1) 県との関係

町は、県に災害対策本部が設置されたときは、常に密接な連絡を保ち、県の施策に適合するよう十分調整を図るものとする。

(2) 防災会議構成機関

町は、山都町防災会議構成機関と密接な連絡を保ち、これらの機関と相協力して災害対策に万全を期するものとする。

2 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣要請については、山都町地域防災計画 別冊「共通災害対策編 第 3 章第 3 節自衛隊派遣要請計画」によるものとする。

3 応援要請

(1) 町は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村に対し、応援を要請するものとする。

(2) 県への応援又は応援幹施の要請

町は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して応援又は応援の幹施を要請するものとする。

4 応援の受入に関する措置

本節の定めるところにより、他の機関に対して応援の要請を行う場合には、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の幹施等応援の受入体制の整備に努めるものとする。

5 応援等に関する細部事項

他の自治体等からの応援職員等に関する事項は、「令和4年度受援マニュアル（受援計画）」によるものとする。

第4節 地震情報伝達計画

地震情報伝達計画については、山都町地域防災計画 別冊「風水害対策編 第3章 第2節 気象予警報等伝達計画」によるものとする。

第5節 災害情報収集・伝達計画

南海トラフ地震による大規模地震発生時における各種地震情報等の被害発生に係る情報及び防災関係機関が実施する活動情報等は、応急活動を効果的に実施するために重要であるので、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模等の早期把握に努めるものとする。

1 実施責任者

町長は、管内の被害報告等を収集し、県その他関係機関に通報又は報告を行うものとする。

なお、県への報告に当たっては、初動期は直接県本庁に報告するものとし、県本庁からの指示に基づき地域振興局総務振興課を経由して報告する体制に移行するものとする。

また、町長が県（県本庁又は地域振興局）に報告することができないときは、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

2 被害報告取扱責任者

情報の一元的処理及び情報の迅速かつ的確な処理ができるよう、下記の基準に従って、あらかじめ被害報告取扱責任者を定めておくものとする。

- (1) 山都町・・・・・・・・・・防災関係課ごと 1名
- (2) 防災関係機関・・・・・・・・当該関係機関ごと 1名

3 被害等の調査・報告

町は、防災行政無線等の活用及び自主防災組織や自治会からの情報をもとに、管内の被害情報の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

災害の当初においては、次に掲げる情報のうち(1)～(6)の情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。

なお、報告は、山都町地域防災計画 別冊「共通災害対策編 第3章第5節5項被害報告取扱要領」に基づいて行うこととするが、急の場合はその様式等にこだわらないものとする。

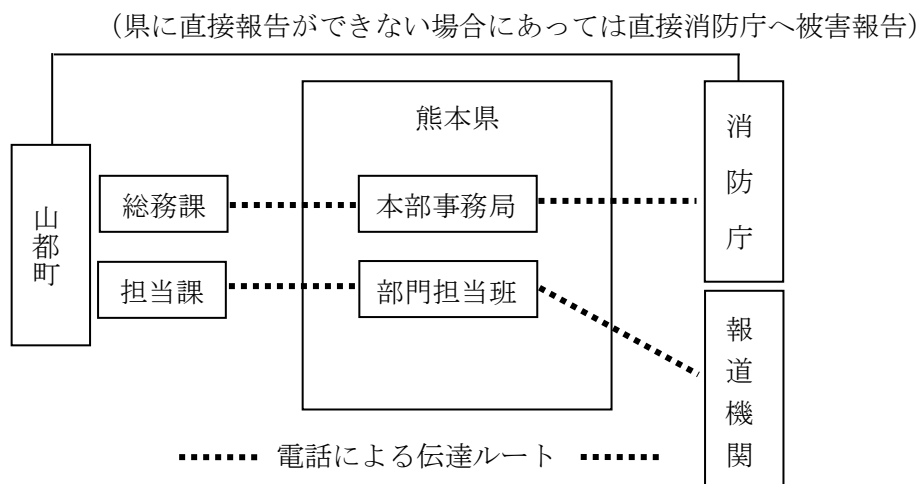
- (1) 人的被害
- (2) 火災の発生状況(炎上箇所、延焼状況)
- (3) 家屋等の倒壊(住宅、ブロック塀等の倒壊状況)
- (4) 住民の行動・避難状況
- (5) 土砂災害の発生状況
- (6) 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間
- (7) 医療救護関係情報
- (8) その他必要な被害情報

4 防災関係機関等の協力関係

被害情報の迅速かつ的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。このため、山都町及び防災関係機関は、災害が発生した場合、相互に緊密な連携協力により、被害に関する情報共有を図るものとする。

5 情報の伝達系統

被害情報等の伝達系統は、次のとおりである。



○ 消防庁連絡窓口		
NTT 回線		消防防災無線
03-5574-0119		6060
FAX 03-5574-0190	FAX	6069
○ 熊本県危機管理防災課		
NTT 回線		熊本県防災行政無線
		(災害対策本部室)
096-333-2112	※	330-6550
		(危機管理防災課危機管理班)
		※ 300-6513
FAX 096-383-1503	FAX ※	300-7108

6 災害確定報告

町は、応急措置完了後速やかに、県（地域振興局経由）に対して文書で災害確定報告を行うものとする。

第6節 広 報

南海トラフ地震に関する情報は、事前予知から住民に対して行う。

細部広報計画については、山都町地域防災計画「共通災害対策編 第3章 第5節 6項広報計画」による。 ※ 報道対応要領の基準は「令和5年度災害時報道対応マニュアル」による。

第7節 避難収容対策計画

1 避難指示の内容及びその周知

町長の命により避難指示を周知する者は、次の内容を明示して行うものとする。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の注意事項

2 避難の指示または周知の方法

町長の命により避難指示を周知する者は、次の適当な方法によって住民に対する周知を図るものとする。

- (1) 戸別防災行政無線及び各地域設置（13カ所）の屋外拡声器による周知
- (2) 関係者から直接の口頭及び拡声器等による周知
- (3) サイレンによる周知
- (4) 広報車等による周知
- (5) 自主防災組織、自治会等への電話等による伝達周知
- (6) 報道機関を通じての周知

3 警戒区域の設定

町長若しくはその委任を受けた町の吏員は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じるものとする。（災害対策基本法第63条）

町長からの要求等により、警察官、海上保安官、災害派遣時の自衛官は、警戒区域の設定を行うことができるが、この場合、その旨を町長に通知するものとする。

4 避難誘導

町長の命により避難指示を周知する者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協力を得て、できるだけ部落単位等で集団避難を行うものとし、特に、災害時要援護者（高齢者、障害者、児童、妊婦、外国人等）の災害弱者の避難に配慮するものとする。

このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意するものとする。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋梁、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
- (2) 危険な地点には標示やなわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- (3) 住民に対して、災害時要援護者（高齢者、障害者、児童、妊婦、外国人等）の災害弱者の安全確保の援助、優先避難を呼びかけ及び近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

5 避難所の開設及び運営

(1) 避難所予定施設の安全性の確認

町は、避難所予定施設の安全性を確認したうえで、避難所を設置するものとする。

安全性の確認の結果、災害の様相が深刻で、町内では避難所を設置する事が出来ない場合には、関係市町村と協議して関係の近隣市町村に収容を委託し、あるいは近隣市町村の建物又は土地を借り上げて避難所を設置するものとする。

(2) 避難所開設の住民の周知

避難所を開設したときは、住民に対して速やかにその避難所の場所を周知させるものとする。

(3) 避難所運営職員の派遣

ア 指定避難所を開設した場合、各指定避難所（指定した6か所）には、その維持管理のため原則として町職員を配置するものとする。その他の指定避難所（指定避難所8カ所）については、開設・運営は住民で行うが、避難所担当課（者）を指定して、該当避難所の安全の確保及び避難者の状況並びにニーズ等の確認を行うものとする。

イ 指定緊急避難所を開設する場合、開設・運営については、地域住民により行うが、避難状

況及び救援物資等の要望を役場に要請するとともに、役場担当部署は、その避難状況を把握し、救援物資等の配布について適切に対応するものとする。

(4) 避難所開設の県への報告及び野外収容施設（バックテント等）の設置

町が避難所を開設したときには、直ちに避難所開設の状況を県に報告するものとする。

避難所は、既存建物を応急的に整備して使用するのが普通であるが、これらの適当な施設を得がたいときは、野外に仮設物等を仮設し、又は天幕を借り上げて野外収容施設を設置するものとする。

6 災害弱者への配慮

(1) 災害時要支援者に係る対策

ア 安否確認、救護活動

在宅サービス利用者名簿等を活用し、民生委員、近隣住民、自主防災組織、福祉団（社会福祉協議会、老人クラブ等）の協力を得て、災害弱者の安否確認、救護活動を実施するものとする。なお、消防機関等は、救助に当たって災害弱者の救助に配慮する。

イ 状況調査及び情報の提供

民生委員、ホームヘルパー等の協力を得てチームを編成し、在宅及び避難所で生活する災害弱者に対するニーズ把握等の状況調査を実施するとともに、福祉サービス等の情報を随時提供するものとする。

ウ 福祉・保健巡回サービス

民生委員、ホームヘルパー、保健師等により、住宅、避難所等で生活する災害弱者に対して、巡回による福祉、保健サービスを実施するものとする。

(2) 外国人に係る対策

ア 安否確認、救助活動

町は、警察、自主防災組織及び自治会等の協力を得て、外国人の安否確認や救助活動を行うものとする。

イ 避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため外国人に配慮した継続的な情報の提供を行うものとする。避難所にあつては、食料配布場所等の情報を外国語で表記する等の配慮を行うものとする。

7 避難予定場所

避難予定場所については、山都町地域防災計画 別冊「共通災害対策編 第3章 第9節 避難収用計画」によるものとする。

第8節 交通規制計画

交通規制計画については、山都町地域防災計画 別冊「共通災害対策編 第3章 第18節交通対策計画」によるものとする。

第9節 救出計画

1 実施責任者

- (1) 救出は原則として、町、消防機関及び警察が協力して実施するものとする。
- (2) 災害対策基本法及びその他の法令の規定により、災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にある者、住民及び自主防災組織は救出を実施し、又は町長等に協力するものとする。

2 救出対象者

救出対象者は、概ね次の状態にある者をいう。

- (1) 大規模地震及びその後の火災、家屋の倒壊等によって生命に危険がある者をいう。
- (2) 大規模地震による行方不明者で生存していると推定される者、又は生命があるかどうか不明の者をいう。

3 救出の方法

(1) 町、消防職員・消防団員による救出

ア 町は、消防機関を主体とした救出班を編成し、救出活動を実施するものとする。

なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行うものとする。

イ 救出活動に必要な車輛、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。

ウ 町による救出が困難な場合は、速やかに隣接市町村、消防機関、警察、自衛隊等の応援を求めるものとする。

(2) 自主防災組織による救出

自主防災組織にあっては、組織内における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努めるものとする。救出対象者を発見した場合には、迅速な救出活動を行うとともに、町、消防機関、警察等に連絡して早期救出に努めるものとする。

第10節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の住民への周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。

その体制及び周知方法については、以下のとおり。

1 情報収集の態勢

情報収集の基本態勢は、防災係2名を基準とし、通常待機態勢の職員は、自宅待機とし、必要により通常待機の態勢を役場内においてとるものとする。

2 情報の伝達

防災行政無線、ライフビジョン、ホームページ等のあらゆる媒体を活用して住民への周知を行う。

3 高齢者等事前避難について

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、危険地域等の住人に対して避難を呼び掛け、安全な地域（適切な避難所）に避難を促すものとする。

第11節 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源地域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震から1週間、後発地震（南海トラフ想定地震地域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第12節 地震防災上必要な教育及び広報

南海トラフによる災害から町民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、町民一人ひとりが日頃から地震災害について認識を深め、自分の身体、自分の財産は、まず、自分で守るということを意識し、行動することが大切である。したがって、地震発生時における町民の適正な判断力の養成、町民の自発的な防災組織づくりは極めて重要である。このため山都町は、町民、各防災機関と協力して、防災に関する各種の広報及び教育を推進するものとする。

1 職員等に対する教育

職員に対して地震発生時における的確な応急対策の実施を図るため、次の事項について必要な防災教育を実施するものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体

的にとるべき行動に関する知識

- (3) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (5) 防災関係者は、上記(1)～(4)の職員に対して必要な防災教育（南海トラフの知識等）の実施に努めるものとする。

2 町民（地域住民）に対する防災地域（南海トラフの知識）の普及

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知及び防災講話・説明会・ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、避難に関する意識の啓発及び長期避難を想定した備蓄等の準備を普及するものとする。

教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じ山都町は、町民の防災意識の高揚を図るため、防災知識の普及徹底を図る。この際、従来防災に関心の薄かった人々にも取り組みが広がるよう、正しい知識を分かりやすく提供できるように着意する。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 正確な情報の入手方法
- (4) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (5) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (6) 最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (7) 防災係は、上記(1)～(6)の職員に対して必要な防災講話等（南海トラフの知識等の出前講座）を計画的に実施する。

第13節 地域防災力の向上

町は、「強く・柔軟性のある町民生活」の実現を図るため、防災・減災等において、人命の保護が最大限図られることを基本とする。

また、最大規模の地震については、「命を守る行動」を基本として、被害の最小限下を主眼とする「減災」の考え方にに基づき、住民避難を中心に、一人ひとりが迅速かつ主体的に避難行動が取れるよう自助・共助の取組を強化し、支援する必要がある。

1 町としてとるべき処置

山都町は、地域における防災力を向上させるため、次の対策を講じるものとする。

- (1) 町長及び幹部に対する研修
- (2) 防災担当組織の整備
- (3) 情報伝達手段の整備
 - ア 防災アプリ（ライフビジョン）の最大限の活用
 - イ 新防災行政無線のデジタル化への工事の着手（※令和4年度完成予定）
- (4) 消防団、自主防災組織の活動組織の防災訓練の活性化
- (5) 地域における防災活動拠点の整備
 - ア 指定避難所への特設公衆電話機の設置（一部令和2年度）
 - イ 防災備蓄倉庫、避難所、救援物資集積場の機能を有する町営体育館の建設着手
- (6) 防災関係機関との相互連携協力体制の確立
- (7) 災害時要配慮者に対する避難支援体制の確立

2 町民としてとるべき措置に係る対策

町民は、自主防災組織及び企業等と協力して以下の措置が講じられるよう努めるものとする。

- (1) 住宅等の耐震化の促進
- (2) 家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止及び外壁・コンクリートブロック塀の補修等
屋内外における安全対策の実施
- (3) 食料・飲料水等の生活必需品の備蓄
令和元年度、「山都町災害備蓄中期運用計画」に基づき計画的に運用を実施する。
- (4) 各地域における避難対象地域（地区）急傾斜地危険箇所等の把握
- (5) 各地域における避難地及び避難路に関する知識の習得
- (6) 初期消火・救助活動及び応急手当等に関する講義・実習による知識の習得
- (7) 防災訓練の実施、参加

第14節 関係機関（者）との連携協力の確保

1 資機材、人員等の配備手配

- (1) 物資等の調達手配
町は、町内における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、各避難所等から当該物資等の供給の要請があった場合には、被害の状況を勘案し、必要に応じ、当該物資等の供給体制の確保を図るため県が保有する物資等の要請及び市町村間の斡旋等の措置を講ずるとともに、市町村間で物資等が不足する場合には、県に対して調達・供給の要請を行うものとする。
- (2) 人員の応援要請
町は、人員の配置状況を県に報告するとともに、人員が不足する事態になり、対応が困難な

状況が予測される場合は、県等に応援要請をするものとする。

2 他機関に対する応援要請

町が災害対応対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、協定書を締結している応援協定は「令和4年度 受援マニュアル(受援計画) 様式3 災害時応援協定の運用担当窓口」による。

また、町は必要により、熊本県知事に対して自衛隊の災害派遣要請を実施するとともに、山都消防署を通じて緊急消防援助隊への応援要請を実施し、併せて近隣市町村への応援要請を行う。

3 近隣自治体への支援及び避難者の受入れに関する事項

(1) 近隣自治体への支援

南海トラフ地震が発生し、町内への被害が低い場合においては、近隣市町村への支援を実施する。特に、山都町は、宮崎県と隣接し、教育、商業等をともにする地域であることから、宮崎県の隣接市町村に対する救援物資及び職員等の派遣を優先する。

(2) 避難所の受入れに関する事項

南海トラフ地震が発生し、町内への被害が低い場合においては、宮崎県近隣市町村等からの要請に基づき避難者の受入れを実施する。

避難者の受入れについては、山都町地域防災計画 別冊「共通災害対策編 第3章 第9節 避難収容計画」により実施する。

(令和6年6月18日0900現在)